



長野市

# 2026年度 おくやみ ハンドブック

## おくやみコーナーのご案内

長野市役所第一庁舎 2階 総合窓口フロア

おくやみコーナーでは、ご遺族の負担を少しでも軽減するため、市役所でのお手続きについてのサポートをいたします。



おくやみコーナーの詳細は  
長野市ホームページを  
ご覧ください。

## オンライン予約

24時間いつでも予約可能です。



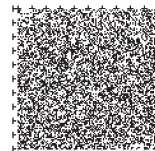
## 電話予約（予約専用ダイヤル）

☎026-224-0345

●時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時

※土日・祝休日・12月29日から1月3日までを除きます。

視覚障害のある方等のための  
「音声コード Uni-Voice」です。  
専用のスマホアプリで読み取ると  
情報を音声で聞くことができます。



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

長野市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

ご不明点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

### STEP 1 各種手続きチェックリスト



各種手続きチェックリストで必要な手続きをご確認ください。「くらしの手続きガイド」でも簡単に手続きを把握できます。ぜひご活用ください。

### STEP 2 持ち物の確認



各種手続きページから「持ち物」をご確認ください。

### STEP 3 各課または各支所にて手続き

長野市では「おくやみコーナー」を設置していますので、ご利用ください。

【事前予約制】来庁希望日の3開庁日前までの予約が必要です。

【電話予約】午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

※土日、祝休日、12/29～1/3を除きます。

【オンライン予約】24時間いつでも予約可能です。

おくやみコーナーの詳細は、長野市ホームページでご確認いただくか電話でお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 026-224-0345



## くらしの手続きガイドのご案内

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に確認ができる「くらしの手続きガイド」もぜひご活用ください。

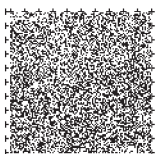
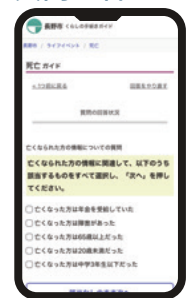
いくつかの質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物をご案内する Web サービスです。

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/okuyami>

くらしの  
手続きガイドは  
こちらから



質問に答える



## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

### 亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（基礎年金番号通知書・年金手帳または年金証書）**  
※国民年金のみの方
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**  
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）  
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。  
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証**
- 福祉医療費受給者証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

### 本人確認書類について

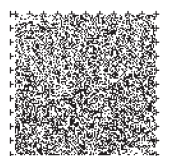
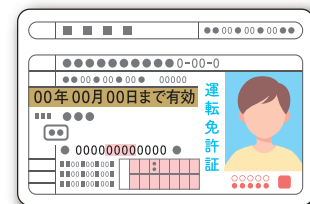
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

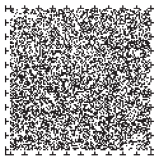
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。





## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ(目安)

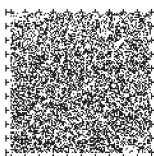
	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き (29 ページ参照)</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul>	(33 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (33 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (34 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul>
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

## 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

長野市で必要な手続きについては5ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

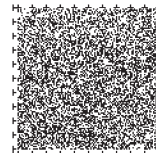
大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは通知カードを持っている	P.5
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.6
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、その方が生計を維持していた	
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している	P.7
	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している	P.8
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給している	
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している	P.9
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している	
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っている	P.10
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っている	P.11
	<input type="checkbox"/>	社会保険に加入している	

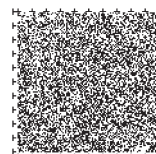


# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)



区分	☑	該当事項	詳細ページ
医療・国保	<input type="checkbox"/>	特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、その他医療費受給者証を持っている	P.11
	<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳を所有している	P.12
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証を持っている	
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証などを持っている	P.13
	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けている	
子育て	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭になった	P.14
	<input type="checkbox"/>	放課後子ども総合プラン(児童センターなど)を利用している	
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している	P.15
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の受給資格がある	P.16
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している	
	<input type="checkbox"/>	次の医療受給者証を所有している 未熟児養育医療券、自立支援医療受給者証(育成医療)、小児慢性特定疾病医療受給者証	
障害福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っている	P.18
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っている	
	<input type="checkbox"/>	精神保健福祉手帳を持っている	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給している	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給している	P.19
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っている	
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給している	
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを受けている	
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有している	P.20
	<input type="checkbox"/>	所得(事業、年金、給与など)があった、または市・県民税を納税している	
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車を所有している	P.21
	<input type="checkbox"/>	市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を口座振替で納めている	
不動産	<input type="checkbox"/>	森林を相続した	P.22
	<input type="checkbox"/>	農地を相続した	
	<input type="checkbox"/>	所有していた建物に住む人がいなくなった	
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	P.23
	<input type="checkbox"/>	水道を利用している	
	<input type="checkbox"/>	おでかけパスポートまたはくるるカードを持っている	P.24
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を設置している	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居しているまたは連帯保証人になっている	
	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りの申し込みをしている	P.25
	<input type="checkbox"/>	合併浄化槽を設置している	
	<input type="checkbox"/>	同報無線戸別受信機を設置している	P.26
	<input type="checkbox"/>	市営墓地・霊園の使用者である	



## マイナンバーカードまたは通知カードを持っている

## 手続き マイナンバーカード・通知カードの返納

## 手続き詳細

相続手続きや確定申告の際にマイナンバーが必要となる場合がありますので、マイナンバーカードまたは通知カードは、相続などの手続きが終わった後に返納していただくか、各自で破棄してください。

## 必要なもの

故人  マイナンバーカード  通知カード

期限 なし

手続き  
可能な人

どなたでも可

遺族 なし

## 問い合わせ先

トイゴマイナンバーカードセンター・青木島マイナンバーカードセンター  
マイナンバー課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-232-3600  
各支所

## 印鑑登録をしている

## 手続き 印鑑登録証（カードまたは手帳）の返納または破棄

## 手続き詳細

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。  
同時に、印鑑登録証（カードまたは手帳）は無効となりますので、返納または破棄してください。

## 必要なもの

故人  印鑑登録証

期限 なし

手続き  
可能な人

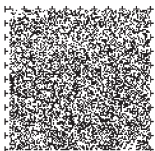
どなたでも可

遺族  本人確認書類

## 問い合わせ先

市民窓口課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-7238  
各支所

MEMO



## 国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

## 手続き 遺族基礎年金の請求

## 手続き詳細

国民年金に加入している方や老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡した時、その方によって生計が維持されていた子のある配偶者または子が受けられます。ただし、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていない期間が全体の3分の1を超えていない必要があります。

※「子」とは18歳到達の年度末までの方または20歳未満で障害年金の障害等級1級もしくは2級の状態のある方が該当します。

## 必要なもの

**故人** 持ち物は事前にお問い合わせください。

**期限** 死亡から  
5年以内

**手続き  
可能な人** ご遺族

**遺族** 持ち物は事前にお問い合わせください。

## 問い合わせ先

国民年金室（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-5026

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

## 厚生年金に加入しており、その方が生計を維持していた

## 手続き 遺族厚生年金の請求

## 手続き詳細

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。

日本年金機構各年金事務所または共済組合員であった場合は各共済組合へお問い合わせください。

## 必要なもの

**故人** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください

**期限** 支給事由が生じた日の翌日から  
5年

**手続き  
可能な人** ご遺族

**遺族** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、年金事務所へご確認ください

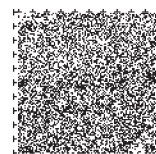
## 問い合わせ先

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

各共済組合

MEMO



## 国民年金に加入している

### 手続き① 国民年金死亡一時金の請求

#### 手続き詳細

国民年金1号被保険者としての納付期間が3年以上ある方が老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

#### 必要なもの

**故人**  基礎年金番号通知書または年金手帳

**期限** 死亡から  
2年以内

**手続き可能な人** ご遺族

**遺族**  本人確認書類

マイナンバー確認書類

預金通帳またはキャッシュカード

戸籍全部事項証明書（故人と請求者の続柄がわかるもの）

#### 問い合わせ先

国民年金室（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-5026

各支所

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

### 手続き② 寡婦年金の請求

#### 手続き詳細

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取ることなく亡くなられた場合、亡くなられた夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻が、60歳から65歳になるまでの間受け取ることができる年金です。

※死亡一時金といずれかの選択になります。

#### 必要なもの

**故人** ※持ち物は事前にお問い合わせください。

**期限** 死亡から  
5年以内

**手続き可能な人** 継続した婚姻期間が10年以上ある妻

**遺族** ※持ち物は事前にお問い合わせください。

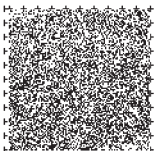
#### 問い合わせ先

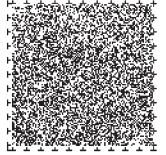
国民年金室（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-5026

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

MEMO





## 国民年金を受給している

### 手続き 未支給年金の請求・死亡の届出

#### 手続き詳細

国民年金のみを受給されていた場合は、国民年金室、各支所または日本年金機構各年金事務所でお手続きをお願いします。

未支給の年金がある場合は、亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。なお、未支給年金を受け取れるご遺族がない場合は、年金受給者死亡届を提出してください。

#### 必要なもの

##### ○未支給年金の請求

**故人**  年金証書

期限

できるだけ速やかに(時効5年)

手続き可能な人

ご遺族

**遺族**  マイナンバー確認書類  戸籍全部事項証明書(故人と請求者の続柄がわかるもの)  
 預金通帳またはキャッシュカード  本人確認書類

《故人と別世帯の方が請求される場合》

- 請求者の世帯全員の住民票の写し(申請書に請求者のマイナンバーを記載することで省略可能)
- 生計同一に関する申立書(同住所別世帯の場合は不要)

##### ○死亡の届出

**故人**  死亡の事実を明らかにできる書類  年金証書

**遺族**  本人確認書類

#### 問い合わせ先

国民年金室(第一庁舎2階 総合窓口) ☎ 026-224-5026

各支所

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

## 厚生年金を受給している

### 手続き 未支給年金の請求・遺族厚生年金の請求

#### 手続き詳細

国民年金のほかに厚生年金を受給されていた場合は、日本年金機構各年金事務所でお手続きをお願いします。共済組合員であった場合は、各共済組合または各年金事務所へお問い合わせください。

未支給の年金がある場合は、亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族の方が請求することができます。また、一定の支給要件を満たす場合に、遺族厚生年金を受けることができます。

#### 必要なもの

**故人** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、各年金事務所、各共済組合へご確認ください。

期限

支給事由が生じた日の翌日から5年

手続き可能な人

ご遺族

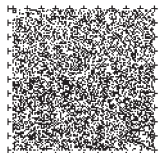
**遺族** 遺族厚生年金の請求に必要な持ち物は、各年金事務所、各共済組合へご確認ください。

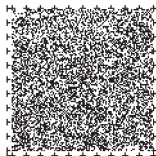
#### 問い合わせ先

日本年金機構 長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284

日本年金機構 長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100

各共済組合





## 国民健康保険に加入している

### 手続き① 国民健康保険資格確認書の返納

#### 手続き詳細

亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険資格確認書の返納が必要です。

#### 必要なもの

**故人**  国民健康保険資格確認書

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

**遺族**  本人確認書類

**問い合わせ先** 国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-7225  
各支所

### 手続き② 国民健康保険葬祭費の支給申請

#### 手続き詳細

葬祭を行った方に対して5万円が支給されます。

オンラインまたは郵送での申請も可能です。  
右の二次元コードまたは URL から申請してください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n104500/contents/p000325.html>



#### 必要なもの

**故人**  国民健康保険資格確認書

**期限** 葬祭を行った日の翌日から2年以内

**手続き可能な人** 葬祭執行者（喪主）

**遺族**  預金通帳またはキャッシュカード  
《申請者が同世帯の親族以外の場合》  
 葬祭を行った方の氏名が確認できる書類の写し  
（火葬許可証、葬儀会社発行の領収書など）  
 本人確認書類

**問い合わせ先** 国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-7225  
各支所

## 後期高齢者医療保険に加入している

### 手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返納

#### 手続き詳細

亡くなられた方が後期高齢者医療保険に加入していた場合、後期高齢者医療資格確認書の返納が必要です。

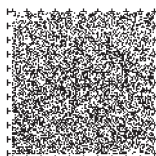
#### 必要なもの

**故人**  後期高齢者医療資格確認書

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

**問い合わせ先** 国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-8767  
各支所



## 手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

### 手続き詳細

葬祭を行った方に対して5万円が支給されます。

### 必要なもの

**故人**  後期高齢者医療資格確認書

**遺族**  預金通帳またはキャッシュカード

**期限**

葬祭を行った日の翌日から2年間

**手続き可能な人**

葬祭執行者（喪主）

問い合わせ先

国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-8767  
各支所

## 手続き③ 誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

### 手続き詳細

未還付金がある場合は、相続人代表者様名義の口座に振り込みます。なお、届出の様式は介護保険及び福祉医療と共通です。

### 必要なもの

**故人**  後期高齢者医療資格確認書

**遺族**  預金通帳またはキャッシュカード

**期限**

できるだけ速やかに

**手続き可能な人**

ご遺族

問い合わせ先

国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-8767  
各支所

## 限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っている

## 手続き 限度額適用認定証などの返納

### 手続き詳細

国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返納していただく必要があります。

### 必要なもの

**故人**  限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証

**期限**

できるだけ速やかに

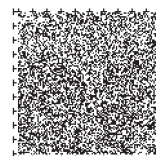
**手続き可能な人**

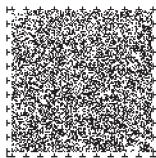
ご遺族

問い合わせ先

国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） ☎ 026-224-7225  
各支所

MEMO





## 特定疾病療養受療証を持っている

### 手続き 特定疾病療養受療証の返納

#### 手続き詳細

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返納していただく必要があります。

#### 必要なもの

**故人**  特定疾病療養費受療証

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

#### 問い合わせ先

国保・高齢者医療課（第一庁舎2階 総合窓口） 国民健康保険 ☎ 026-224-7225  
後期高齢者医療保険 ☎ 026-224-8767  
各支所

## 社会保険に加入している

### 手続き 社会保険の埋葬料の支給申請

#### 手続き詳細

社会保険に加入している方が亡くなられた場合、ご家族の方に埋葬料が支給される制度があります。加入されている健康保険組合などにご確認ください。

#### 必要なもの

**故人** 社会保険の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合などにご確認ください

**期限** 加入されている健康保険組合などにご確認ください。  
**手続き可能な人** ご遺族

**遺族** 社会保険の埋葬料の支給申請は、加入されている健康保険組合などにご確認ください

#### 問い合わせ先

加入されている健康保険組合など

## 特定医療費（指定難病）受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、その他医療費受給者証を持っている

### 手続き 各種受給者証の返却

#### 手続き詳細

亡くなられた方の受給者証について、返却していただく必要があります。

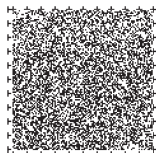
#### 必要なもの

**故人**  特定医療費（指定難病）受給者証  
 ウイルス肝炎医療費受給者証  
 その他の医療費受給者証

**期限** 医療費の支払い後できるだけ速やかに  
**手続き可能な人** ご遺族

#### 問い合わせ先

長野市保健所健康課 ☎ 026-226-9965



## 被爆者健康手帳を所有している

### 手続き 葬祭料の支給申請

#### 手続き詳細

被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合に葬祭料の支給が受けられる制度です。

#### 必要なもの

- |   |  |                                       |
|---|--|---------------------------------------|
| <p><b>故人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書または死体検案書（写し可）</li> <li><input type="checkbox"/> 各種手当証書（各種手当受給者のみ）</li> </ul> <p><b>遺族</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 預金通帳またはキャッシュカード</li> <li><input type="checkbox"/> 葬祭を行った方を確認できる書類（会葬礼状、葬儀費用の領収書、死体火葬許可証など）</li> </ul> | <p><b>期限</b></p> <p>死亡から<br/>30日以内</p> | <p><b>手続き<br/>可能な人</b></p> <p>ご遺族</p> |
|---|--|---------------------------------------|

問い合わせ先

長野市保健所健康課 ☎ 026-226-9965

## 福祉医療費受給者証を持っている

### 手続き 福祉医療費受給者証の返還・誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

#### 手続き詳細

福祉医療費受給者証の返還を行ってください。

〈受給者ご本人が亡くなられた場合〉

未給付金がある場合は、相続人代表者様の口座に振り込みます。なお、届出の様式は後期高齢者医療及び介護保険と共通です。

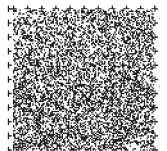
また、20歳未満のお子様の受給者（保護者）が亡くなられた場合で、引き続き対象のお子さまを養育する方に受給者を変更する場合は、別途手続きが必要となりますのでご相談ください。

#### 必要なもの

- |   |  |                                       |
|---|--|---------------------------------------|
| <p><b>故人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証</li> </ul> <p><b>遺族</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 相続される方の口座情報がわかるもの（預金通帳・キャッシュカードなど）</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> </ul> | <p><b>期限</b></p> <p>できるだけ<br/>速やかに</p> | <p><b>手続き<br/>可能な人</b></p> <p>ご遺族</p> |
|---|--|---------------------------------------|

問い合わせ先 福祉政策課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-7829  
各支所

MEMO



## 介護保険被保険者証などを持っている

### 手続き 介護保険被保険者証などの返納

#### 手続き詳細

亡くなられた方の介護保険被保険者証などについて、返納していただく必要があります。

#### 必要なもの

- 故人**
- 介護保険被保険者証
  - 介護保険負担割合証（お持ちの方）
  - 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方）
  - 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（お持ちの方）

**期限**

できるだけ速やかに

**手続き可能な人**

ご遺族

**問い合わせ先** 介護保険課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-7991  
各支所

## 65歳以上または介護認定を受けている

### 手続き 誓約書兼還付金及び給付費振込口座届

#### 手続き詳細

介護保険料の還付や未給付金がある場合は、相続人代表者様の口座に振り込みます。なお、届出の様式は後期高齢者医療保険及び福祉医療費と共通です。

#### 必要なもの

- 故人**  介護保険被保険者証
- 遺族**  預金通帳またはキャッシュカード

**期限**

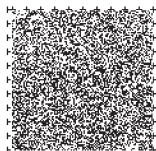
できるだけ速やかに（保険料などの還付は2年以内）

**手続き可能な人**

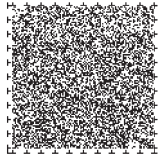
ご遺族

**問い合わせ先** 介護保険課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-7991  
各支所

MEMO



## ひとり親家庭になった



## 手続き① 児童扶養手当の新規認定請求

## 手続き詳細

ひとり親家庭のための支援制度の一つとして、児童扶養手当があります。この手当は、お子さまが18歳に到達する年度末（特別児童扶養手当対象児童の方は20歳）まで受給することができます。なお、遺族年金を受給される場合は、年金額によって児童扶養手当の支給額が変わります。

※所得制限があります。

## 必要なもの

詳細は事前にお問い合わせください。

期限

できるだけ速やかに

手続き可能な人

今後児童を養育する方

## 問い合わせ先

子育て給付課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-5031

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

## 手続き② 福祉医療の申請

## 手続き詳細

福祉医療は、医療機関などで支払った保険診療の自己負担分を助成するもので、18歳未満（高校在学中は20歳まで延長可能）の児童と児童を扶養している父または母が対象になります。ご希望される方は申請を行ってください。

## 必要なもの

## 遺族

- 対象者の健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）
- 保護者名義の口座情報がわかるもの（預金通帳・キャッシュカードなど）
- 本人確認書類
- マイナンバー確認書類
- 戸籍全部事項証明書

期限

できるだけ速やかに

手続き可能な人

ご遺族

## 問い合わせ先

福祉政策課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-7829

各支所

## 放課後子ども総合プラン（児童センターなど）を利用している

## 手続き 登録変更届、利用中止届

## 手続き詳細

〈保護者の変更が必要な場合〉登録変更届の提出が必要になります。

〈利用しなくなった場合〉利用中止届の提出が必要になります。

## 必要なもの

期限

できるだけ速やかに

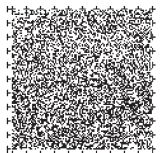
手続き可能な人

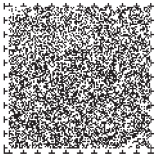
ご遺族

## 問い合わせ先

【受付窓口】利用している施設

こども・若者政策課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-6796





## 児童手当を受給している

### 手続き① 児童手当を受給している方が亡くなられた場合（新規認定請求、未支払請求）

#### 手続き詳細

児童手当を受給されている方が亡くなられたことにより、受給者を変更する場合は、新規請求が必要です。原則、請求日の翌月から支給となりますが、前の受給者の亡くなられた日の翌日から15日以内に請求をいただくと亡くなられた月の翌月から支給になります。また、亡くなられた月までの未支給分がある場合は、対象児童の口座に振り込みます。

#### 必要なもの

##### 遺族

- 本人確認書類
- 新しい受給者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- 対象児童名義の預金通帳またはキャッシュカード

##### 期限

亡くなられた日の翌日から15日以内

##### 手続き可能な人

今後児童を養育する方

#### 問い合わせ先

子育て給付課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-5031  
各支所

### 手続き② 児童手当支給対象児童の方が亡くなられた場合

#### 手続き詳細

児童手当対象のお子さまが亡くなられた場合、戸籍の死亡届が出されていれば手続きは不要です。亡くなられたお子さまの児童手当は、亡くなられた月の分まで支給されます。

#### 問い合わせ先

子育て給付課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-5031  
各支所

## 児童扶養手当の受給資格がある

### 手続き① 児童扶養手当の受給資格がある方が亡くなられた場合（資格喪失届、未支払請求）

#### 手続き詳細

児童扶養手当の受給資格がある方が亡くなられた場合、資格喪失届が必要です。また亡くなられた月までの未支給分がある場合は、お子さま名義の口座に振り込みますので、後見人により手続きをお願いします。

#### 必要なもの

##### 遺族

- 本人確認書類
- 対象児童名義の預金通帳またはキャッシュカード（手当が支給されていた場合）

##### 期限

できるだけ速やかに

##### 手続き可能な人

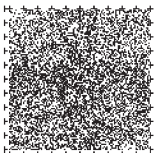
ご遺族

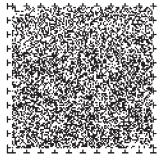
#### 問い合わせ先

子育て給付課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-5031

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所



**手続き② 児童扶養手当の資格喪失届または改定届**

## 手続き詳細

児童扶養手当対象のお子さまが亡くなられた場合、資格喪失届、または改定届（減額）が必要です。なお、児童扶養手当は、亡くなられた月の分まで支給されます。

## 必要なもの

## 遺族

- 本人確認書類  
《亡くなられたお子さまの住民票が長野市にない場合》  
 亡くなられた日がわかるもの（住民票の除票など）

## 期限

できるだけ  
速やかに

手続き  
可能な人

児童扶養手当受  
給資格者

## 問い合わせ先

子育て給付課（第二庁舎2階） ☎ 026-224-5031

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

**特別児童扶養手当を受給している****手続き① 特別児童扶養手当を受給している方が亡くなられた場合（資格喪失届、未支払請求、新規認定請求）**

## 手続き詳細

特別児童扶養手当を受給されている方が亡くなられた場合は、資格喪失届が必要です。また、亡くなられた月までの未支給分がある場合は、対象児童名義の口座に振り込みます。（資格喪失届、未支払請求）

特別児童扶養手当を受給されている方が亡くなり、従前の受給者に代わる保護者が引き続き対象児童のお子さまを監護する場合は、新たに認定請求する必要があります。（新規認定請求）

## 必要なもの

※詳細は事前にお問い合わせください。

## 期限

亡くなられた日から  
14日以内

手続き  
可能な人

今後児童を養育  
する方

## 問い合わせ先

障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

**手続き② 特別児童扶養手当の資格喪失届または額改定届**

## 手続き詳細

特別児童扶養手当対象のお子さまが亡くなられた場合、対象のお子さまが一人だった場合は資格喪失届、対象のお子さまが複数人だった場合は額改定届がそれぞれ必要です。なお、手当は亡くなられた月の分まで支給されます。

## 必要なもの

※詳細は事前にお問い合わせください。

## 期限

亡くなられた日から  
14日以内

手続き  
可能な人

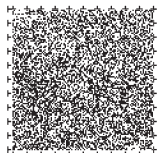
親族

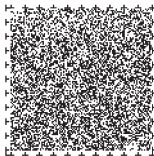
## 問い合わせ先

障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所





## 次の医療受給者証を所有している

未熟児養育医療券、自立支援医療受給者証（育成医療）、小児慢性特定疾病医療受給者証

### 手続き 受給者証返還届

#### 手続き詳細

受給権者が亡くなられた場合、各受給者証の返還が必要となります。

#### 必要なもの

- 故人**  未熟児養育医療券  
 自立支援医療受給者証（育成医療）  
 小児慢性特定疾病医療受給者証

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

問い合わせ先 長野市保健所健康課 ☎ 026-226-9963

## 身体障害者手帳を持っている

### 手続き 身体障害者手帳の返却

#### 手続き詳細

身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。

#### 必要なもの

- 故人**  身体障害者手帳

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

問い合わせ先 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
各支所

## 療育手帳を持っている

### 手続き 療育手帳の返還

#### 手続き詳細

療育手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。

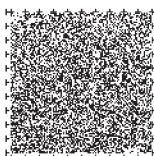
#### 必要なもの

- 故人**  療育手帳

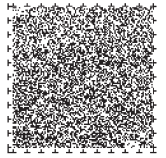
**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

問い合わせ先 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
福祉政策課篠ノ井分室・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所



## 精神保健福祉手帳を持っている



### 手続き 精神保健福祉手帳の返還

#### 手続き詳細

精神保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。

#### 必要なもの

**故人**  精神保健福祉手帳

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

#### 問い合わせ先

障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
福祉政策課篠ノ井分室・長野市保健所健康課・各保健センター・信州新町支所・中条支所

## 特別障害者手当を受給している

### 手続き 特別障害者手当の受給資格者の資格喪失届

#### 手続き詳細

特別障害者手当を受給されている方が亡くなられたときは、資格喪失届が必要になります。亡くなられた月までの未支給分がある場合は、生計維持関係にあった同居親族の方の口座に振り込みます。

#### 必要なもの

**遺族**  同居のご家族名義の預金通帳またはキャッシュカード

**期限** 亡くなられた日から14日以内

**手続き可能な人** 親族

#### 問い合わせ先

障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
※以下の支所でも手続きできます。  
篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

## 障害児福祉手当を受給している

### 手続き 障害児福祉手当の受給資格者の資格喪失届

#### 手続き詳細

障害児福祉手当を受給されている方が亡くなられたときは、資格喪失届が必要になります。亡くなられた月までの未支給分がある場合は、生計維持関係にあった同居親族の方の口座に振り込みます。

#### 必要なもの

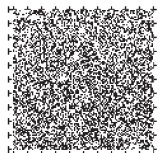
**遺族**  同居のご家族名義の預金通帳またはキャッシュカード

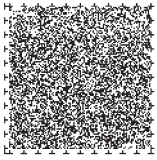
**期限** 亡くなられた日から14日以内

**手続き可能な人** 親族

#### 問い合わせ先

障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
※以下の支所でも手続きできます。  
篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所





## 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っている

### 手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

#### 手続き詳細

亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。  
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。

#### 必要なもの

**故人**  自立支援医療受給者証

**期限** なし

**手続き可能な人** ご遺族

**問い合わせ先** 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030

## 経過的福祉手当を受給している

### 手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

#### 手続き詳細

経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。

#### 必要なもの

**遺族**  預金通帳またはキャッシュカード

**期限** 死亡から  
14日以内

**手続き可能な人** ご遺族

**問い合わせ先** 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030

## 障害福祉サービスなどを受けている

### 手続き 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の返還

#### 手続き詳細

亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。

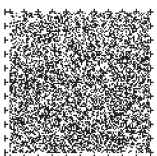
#### 必要なもの

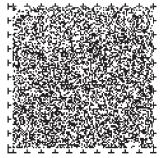
**故人**  障害福祉サービス受給者証  
 障害児通所受給者証

**期限** できるだけ  
速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

**問い合わせ先** 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
福祉政策課篠ノ井分室





## 固定資産を所有している

### 手続き① 相続人代表者届出書兼現所有者申告書

#### 手続き詳細

固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続人の中からお一人代表者を選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。

#### 必要なもの

**遺族**  相続人代表者の印鑑

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

問い合わせ先 資産税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5018  
各支所

### 手続き② 未登記家屋所有者変更届

#### 手続き詳細

亡くなられた方が未登記の家屋を所有していた場合、その家屋について相続される方が決まりましたら、所有者の変更届が必要です。

※詳細は事前にお問い合わせください。

#### 必要なもの

**遺族**  新所有者の印鑑  
 遺産分割協議書など

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

問い合わせ先 資産税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5018  
各支所

## 所得（事業、年金、給与など）があった、または市・県民税を納税している

### 手続き 相続人代表者指定届の提出

#### 手続き詳細

前年中（1月～12月）に一定額以上の所得（事業、年金、給与など）があった人は、1月1日現在の居住実態に基づき、市・県民税が課税され、亡くなられた方の納税義務は相続人に承継されます。

#### 必要なもの

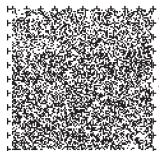
**遺族**  本人確認書類

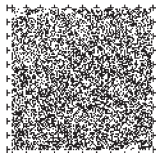
**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** 相続人代表者となる方

問い合わせ先 市民税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5017  
各支所

MEMO





## 原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車を所有している

### 手続き 原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

#### 手続き詳細

名義変更または廃車の手続きが必要です。なお、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。（月割計算はありません。）

#### 必要なもの

- |           |   |                                     |                                      |
|-----------|---|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <b>故人</b> | <input type="checkbox"/> 標識交付証明書                      | <b>期限</b> できるだけ速やかに                 | <b>手続き可能な人</b> どなたでも可                |
|           | <input type="checkbox"/> ナンバープレート(同居のご家族へ名義変更する場合は不要) |                                     |                                      |
| <b>遺族</b> | <input type="checkbox"/> 車両を手放すまたは同居のご家族へ名義変更する場合     | <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 |                                      |
|           | <input type="checkbox"/> (同居のご家族以外へ譲渡する場合)            | <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 | <input type="checkbox"/> 相続人からの譲渡証明書 |

#### 問い合わせ先

市民税課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5017

※以下の支所でも手続きできます。

篠ノ井支所・松代支所・川中島支所・若穂支所・更北支所・七二会支所・信更支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

※新所有者が長野市以外にお住まいの場合や、車両の主たる定置場が長野市以外の新規登録手続きについては、該当の市区町村にお問い合わせください。

## 市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）を口座振替で納めている

### 手続き 口座振替停止手続き 口座振替変更手続き（希望される場合）

#### 手続き詳細

亡くなられた方の口座から市税の口座振替を行っていた場合は、口座振替を停止しますのでご連絡ください。納付すべき市税がある場合は、納付書をお送りします。

また、引き続きご遺族名義の口座から振替を希望される場合は、改めて口座振替の手続きが必要となります。（オンライン申請も可能です。）なお、口座振替が開始されるまでは納付書払いになります。

※口座振替のオンライン申請はこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n063000/contents/p000488.html>



こちらからもアクセスできます➡

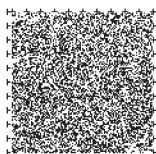
#### 必要なもの

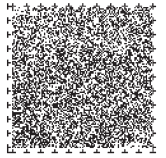
- |           |   |                     |                    |
|-----------|---|---------------------|--------------------|
| <b>故人</b> | <input type="checkbox"/> 市税通知書または納付書（直近年度のもの）       | <b>期限</b> できるだけ速やかに | <b>手続き可能な人</b> ご遺族 |
|           | <input type="checkbox"/> 新たに口座振替する方の預金通帳またはキャッシュカード |                     |                    |
| <b>遺族</b> | <input type="checkbox"/> 口座の届出印                     |                     |                    |

#### 問い合わせ先

収納課（第一庁舎3階） ☎ 026-224-5019

各支所





## 森林を相続した

### 手続き 森林の土地の所有者届

#### 手続き詳細

相続などによって都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林の土地を取得した場合は、市区町村長への届出が義務付けられています。なお、地域森林計画については、長野県ホームページ「信州くらしのマップ」でご確認できます。  
※取得した森林の土地が長野市以外の場合は、森林の土地がある市区町村へお問い合わせください。

#### 必要なもの

##### 遺族

- 登記事項証明書  
(森林の土地を取得したことがわかるもの)
- 当該土地の位置を示す地図  
(国土地理院発行の地形図等に○印を記載)

##### 期限

相続開始の日か  
ら90日以内

手続き  
可能な人

相続人

問い合わせ先

森林いのしか対策課(第二庁舎8階) ☎ 026-224-5040

## 農地を相続した

### 手続き 農地法第3条の3の規定による届出

#### 手続き詳細

相続などによって農地を取得した方は、農地のある市区町村の農業委員会へ届出が必要です。(郵送可)  
届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意ください。  
※相続した農地が長野市外にある場合は、農地のある市区町村へ届出をしてください。

郵送の場合の送付先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所内 農業委員会事務局あて

届書のダウンロードはこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n580500/contents/p000631.html>

こちらからもアクセスできます→



#### 必要なもの

##### 期限

相続開始の日から90日以内  
所有権移転登記完了後できるだけ  
速やかに

手続き  
可能な人

相続人

問い合わせ先

農業委員会事務局(第二庁舎8階) ☎ 026-224-5060

## 所有していた建物に住む人がなくなった

### 手続き 空き家の総合相談など

#### 手続き詳細

空き家になる場合、次の各種対策・支援制度があります。

- 空き家の総合相談、空き家管理事業者紹介、老朽危険空家解体補助金(要件有り)  
詳細は建築指導課空き家対策室にお問い合わせください。
- 空き家譲渡所得の3,000万円特別控除  
詳細は建築指導課空き家対策室またはお住いの地区の税務署にお問い合わせください。
- 空き家バンクへの登録、家財道具処分などに対する補助金の申請  
詳細は移住推進課にお問い合わせください。

#### 必要なもの

##### 期限

できるだけ  
速やかに

手続き  
可能な人

ご遺族・相続人

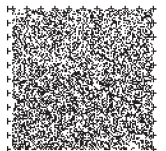
問い合わせ先

建築指導課空き家対策室(第二庁舎7階)

☎ 026-224-8901

移住推進課移住・定住相談デスク(第一庁舎6階)

☎ 026-224-7721



## 犬を飼っている

### 手続き 犬の登録事項変更の届出

#### 手続き詳細

犬を飼われていた方が亡くなられた場合、犬の登録事項変更届が必要となります。手続きは、直接窓口にお越しいただく以外にお電話・電子申請・郵送でも承ります。

なお、犬の市外への転出や犬にマイクロチップが装着されている場合は、お電話でお問い合わせください。

#### 郵送の場合の送付先

〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号  
長野市保健所食品生活衛生課あて

届書のダウンロードや電子申請はこちらから↓

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n107000/contents/p001104.html>



こちらからもアクセスできます➡

#### 必要なもの

期限	変更が生じてから30日以内	手続き可能な人	新しい飼い主
----	---------------	---------	--------

問い合わせ先 長野市保健所食品生活衛生課 ☎ 026-262-1212

## 水道を利用している

### 手続き 閉栓または名義変更の手続き

#### 手続き詳細

閉栓または名義変更の手続きが必要となります。閉栓の場合は上下水道料金の精算も必要になります。

詳しくは、お電話でお問い合わせください。

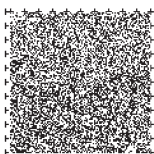
#### 必要なもの

期限	できるだけ速やかに	手続き可能な人	ご遺族
----	-----------	---------	-----

#### 問い合わせ先

- 県営水道（篠ノ井・川中島・更北地区及び信更地区の一部地域）
  - 上水道：(株)ジーシー自治体サービス 川中島事務所 ☎ 0120-971-105、026-286-1815
  - 下水道：(株)スカイアクアサービス 長野営業所 ☎ 026-244-3232
- 市営水道（上記地域以外）
  - 上下水道共通：(株)スカイアクアサービス 長野営業所 ☎ 026-244-3232

### MEMO



## おでかけパスポートまたはくるるカードを持っている

### 手続き 解約の手続き

#### 手続き詳細

おでかけパスポートまたはくるるカードの解約の手続きが必要です。  
 ※定期券以外の解約届は、市民窓口課（第一庁舎2階 総合窓口）でも受付できます。

#### 必要なもの

**故人**  おでかけパスポート  
 くるるカード

**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

**遺族**  本人確認書類

#### 問い合わせ先

くるる取扱い窓口 ☎ 026-232-0966  
 ※くるる取扱い窓口・持ち物などについては、くるるカードセンター（トイゴSBC 2階）へお問い合わせください。  
 ※定期券以外の解約届は、市民窓口課（第一庁舎2階 総合窓口）でも受付できます。

## 緊急通報装置を設置している

### 手続き 緊急通報装置返還届

#### 手続き詳細

緊急通報装置の利用対象者が亡くなられた場合は、返還届の手続きをお願いします。お届け後、機器の撤去作業をいたします。

#### 必要なもの

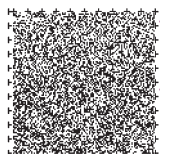
**期限** できるだけ速やかに

**手続き可能な人** ご遺族

#### 問い合わせ先

○対象者が高齢者の方  
 地域包括ケア推進課（第二庁舎1階）・各支所 ☎ 026-224-8929  
 ○対象者が身体障害者の方  
 障害福祉課（第二庁舎1階） ☎ 026-224-5030  
 または福祉政策課篠ノ井分室・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

MEMO



## 市営住宅に入居しているまたは連帯保証人になっている

手続き

市営住宅入居承継承認申出書  
市営住宅明渡届  
市営住宅転居等届  
緊急連絡先届出書

手続き詳細

< 入居権を承継する場合 >

名義人が亡くなられた場合、同居許可後の同居期間が1年以上の次の方に限り入居権の承継ができます。

- ・入居者名義人の配偶者
- ・60歳以上の高齢者、障害者などで特に居住の安定を図る必要があるもの

< 退去の場合 >

亡くなられた方が単身世帯だった場合などで市営住宅を退去する場合は、長野県住宅供給公社へお問い合わせください。

< 同居人が亡くなられた場合 >

市営住宅に同居している人が亡くなられた場合も手続きが必要となります。

< 連帯保証人が亡くなられた場合 >

連帯保証人が亡くなられた場合は、連帯保証人の代わりに緊急連絡先の届出を行ってください。

必要なもの

期限

手続き  
可能な人

ご遺族

問い合わせ先

長野県住宅供給公社 ☎ 026-227-2322  
住宅課（第二庁舎7階） ☎ 026-224-7427

## し尿くみ取りの申し込みをしている

手続き 廃止、名義変更などの手続き

手続き詳細

し尿くみ取りの受付などの業務及びし尿収集運搬業務を長野市生活環境協同組合に委託しています。

廃止や名義変更、人数変更（定額制の場合）などの手続きは、長野市生活環境協同組合に電話してください。

必要なもの

期限

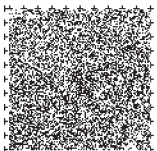
手続き  
可能な人

ご遺族

問い合わせ先

長野市生活環境協同組合 ☎ 026-232-4322  
生活環境課（第二庁舎3階） ☎ 026-224-5036

MEMO



## 合併浄化槽を設置している

手続き

浄化槽使用廃止届出書  
浄化槽管理者（技術管理者）変更報告書

手続き詳細

使用廃止または管理者の変更届が必要です。

必要なもの

遺族

< 使用廃止の場合 >

浄化槽設置場所の位置図

期限

亡くなられた日から  
30日以内

手続き  
可能な人

ご遺族

問い合わせ先

環境保全温暖化対策課（第二庁舎3階） ☎ 026-224-8034

## 同報無線戸別受信機を設置している

手続き

戸別受信機の返還

手続き詳細

戸別受信機の返還が必要です。

必要なもの

故人

戸別受信機

期限

できるだけ  
速やかに

手続き  
可能な人

ご遺族

問い合わせ先

危機管理防災課（第一庁舎5階） ☎ 026-224-5006

## 市営墓地・霊園の使用者である

手続き

墓地使用权承継承認申請

手続き詳細

市営墓地・霊園の使用者が亡くなられた場合、使用权の承認手続きが必要となります。使用している墓地・霊園によって受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

必要なもの

故人

長野市墓地使用許可書

期限

できるだけ  
速やかに

手続き  
可能な人

ご遺族

遺族

承継者の住民票の写し（世帯主の氏名及び本籍地の記載のあるもの）

戸籍全部事項証明書など承継者と被承継者との関係がわかるもの

承継者の本人確認書類

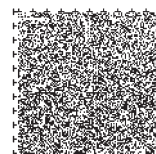
代理人選任（変更）届書（承継者が長野市外に居住している場合）

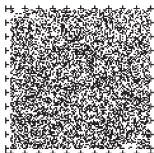
問い合わせ先

使用している墓地・霊園によって受付窓口が異なります。

○ 一ノ段墓地・鹿道墓地・竹房墓地：信州新町支所 ☎ 026-262-2200

○ 神井戸霊園：中条支所 ☎ 026-268-3001





## 市民相談をご利用ください

相談場所：長野市消費生活センター内市民相談室（長野市新田町 1485-1 もんぜんぷら座 4階）

駐 車 場：指定の駐車場はありませんが、トイゴパーキングをご利用された場合は2時間まで半額補助します。

内容	相談日時	相談時間	予約
法律相談（弁護士） ※相続などに関する法律相談	毎週火曜日及び毎月第2・第4水曜日 午後1時30分～午後3時30分	25分	予約制
公証相談（公証人） ※遺言などの公正証書に関する相談	毎月第3水曜日 午後1時～午後4時	20分	予約制
登記相談（司法書士） ※相続登記に関する相談など	毎月第3木曜日 午後1時～午後4時	30分	予約制
税務相談（税理士） ※相続税などの税に関する相談	毎月第2・第4木曜日 午後1時～午後4時	25分	予約不要
手続相談（行政書士） ※官公署などに提出する書類作成に関する相談	毎月第1木曜日 午後1時～午後4時	—	予約不要

各種手続き

### 【法律相談・公証相談・登記相談】

完全予約制です。予約は相談日前日（相談日の前日が祝休日の場合は相談日当日）の午前8時30分から消費生活センターで受け付けます。

予約は先着順で、時間の指定はできません。申込多数の場合は受付をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約先：消費生活センター 電話 026-224-5777

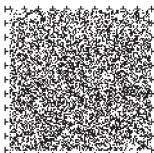
### 【税務相談・手続相談】

予約不要ですので、相談日の当日午後1時から午後3時30分までに直接会場にお越しください。ただし、税務相談の定員は14人です。定員に達した時点で受付終了となります。

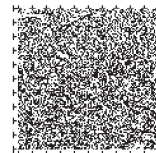
## こころの相談

身近な人を亡くしたとき、遺された方々のこころやからだにはさまざまな変化や反応があると言われています。大切な方が亡くなられたことで、不安や悩みがある方は、一人で抱え込まずにご相談ください。

問い合わせ先：長野市保健所健康課 ☎ 026-226-9965



## 多量なごみの処理が必要な方



遺品整理などで多量のごみが出た場合、以下の方法で処理をお願いします。

### ●各センターへ直接搬入する

可燃ごみ：ながの環境エネルギーセンター（長野市松岡二丁目 27 番 1 号 電話 026-222-5301）

不燃ごみ・資源ごみ：資源再生センター（長野市松岡二丁目 42 番 1 号 電話 026-221-5316）

※ながの環境エネルギーセンターと資源再生センターは隣接しています。

受付時間は以下のとおりです。

	午前	午後
平日	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分	午後 1 時～午後 4 時 30 分
土曜日	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分	—

※日曜・祝休日・年末年始（12月31日～1月3日）は受付していません。

※土曜日は大変混みあいますので、できるだけ平日の持ち込みをお願いします。

※同居者以外の方が持ち込む場合は、事前に資源再生センターへお問い合わせください。

### 手数料

品目	料金（ごみ処理手数料）
可燃ごみ	10 キログラムまでごとに 190 円
不燃ごみ	10 キログラムまでごとに 200 円
資源物	10 キログラムまでごとに 30 円

※一部受け入れられないものがありますので、事前に長野市ホームページやごみカレンダーをご確認ください。

※透明な袋に入れるか、ひもでしばってお持ちください。指定袋や粗大ごみシールは使用しないでください。

### ●資源再生センターに収集を依頼する（事前予約制）

ご自宅までごみの収集にお伺いすることができます。

実施日は、毎週月曜日と水曜日（祝休日・年末年始を除く）で、午前と午後の一件ずつです。

収集日当日の立会いをお願いします。

予約先：資源再生センター 電話 026-221-5316

### 手数料

積載量	手数料
2 t 車 1 台相当分	28,100 円
2 t 車 2 分の 1 台相当分	17,700 円
2 t 車 4 分の 1 台相当分	12,300 円

※特定家庭用機器廃棄物（リサイクル家電）は上記とは別に料金がかかります。

※お支払い方法は現金のみです。

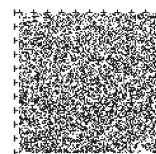
※一部受け入れられないものがありますので、事前に長野市ホームページやごみカレンダーをご確認ください。

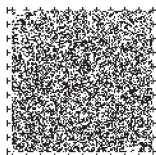
※可燃ごみ・不燃ごみに分別し、ご自宅の外へ運び出しをお願いします。

### ●民間事業者へ依頼する

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼することもできます。料金は資源再生センターによる収集の手数料を上限としておりますが、サービス内容によっては追加料金がかかる場合があります。

料金などの詳細は、直接事業者にお問い合わせください。なお、許可業者は長野市ホームページなどでご確認ください。



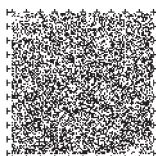


## 市役所以外での主な手続き一覧

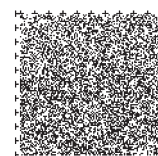
該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら“済”の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求など		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 など
	株式など	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 など
	遺言書	検認		<input type="checkbox"/>	長野家庭裁判所 ☎ 026-403-2038
	相続放棄・限定承認	申述		<input type="checkbox"/>	長野家庭裁判所 ☎ 026-403-2038
	厚生年金	年金に関する手続き (遺族厚生年金の請求など)		<input type="checkbox"/>	日本年金機構長野南年金事務所 ☎ 026-227-1284 日本年金機構長野北年金事務所 ☎ 026-244-4100
	共済年金	年金に関する手続き (遺族共済年金の請求など)		<input type="checkbox"/>	各共済組合
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 など
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 など
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
	電気・ガス料金など	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社 及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	長野中央警察署 ☎ 026-244-0110 北信運転免許センター ☎ 026-292-2345
パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	長野地域振興局 ☎ 026-233-5151	

市役所以外での主な手続き



区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋など相続登記		<input type="checkbox"/>	長野地方法務局 ☎ 026-235-6645
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 長野税務署 ☎ 026-234-0111
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車・ 小型二輪(250cc超)・ 軽二輪(126～250cc) を所有していた方	名義変更 または廃車手続き		<input type="checkbox"/>	北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎ 050-5540-2042 ※普通自動車の税金についてのお問い合わせ先 長野県総合県税事務所 ☎ 026-234-9505
	軽自動車を所有していた方	名義変更 または廃車手続き		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会长野事務所 ☎ 050-3816-1854
墓地・霊園を使用している方(長野市営以外)	使用者承継などの手続き		<input type="checkbox"/>	長野市浅川霊園 長野市開発公社 ☎ 026-226-3272 長野市霊園・市営以外の墓地・ 霊園 各管理先	



# 銀行口座凍結時の解除の方法

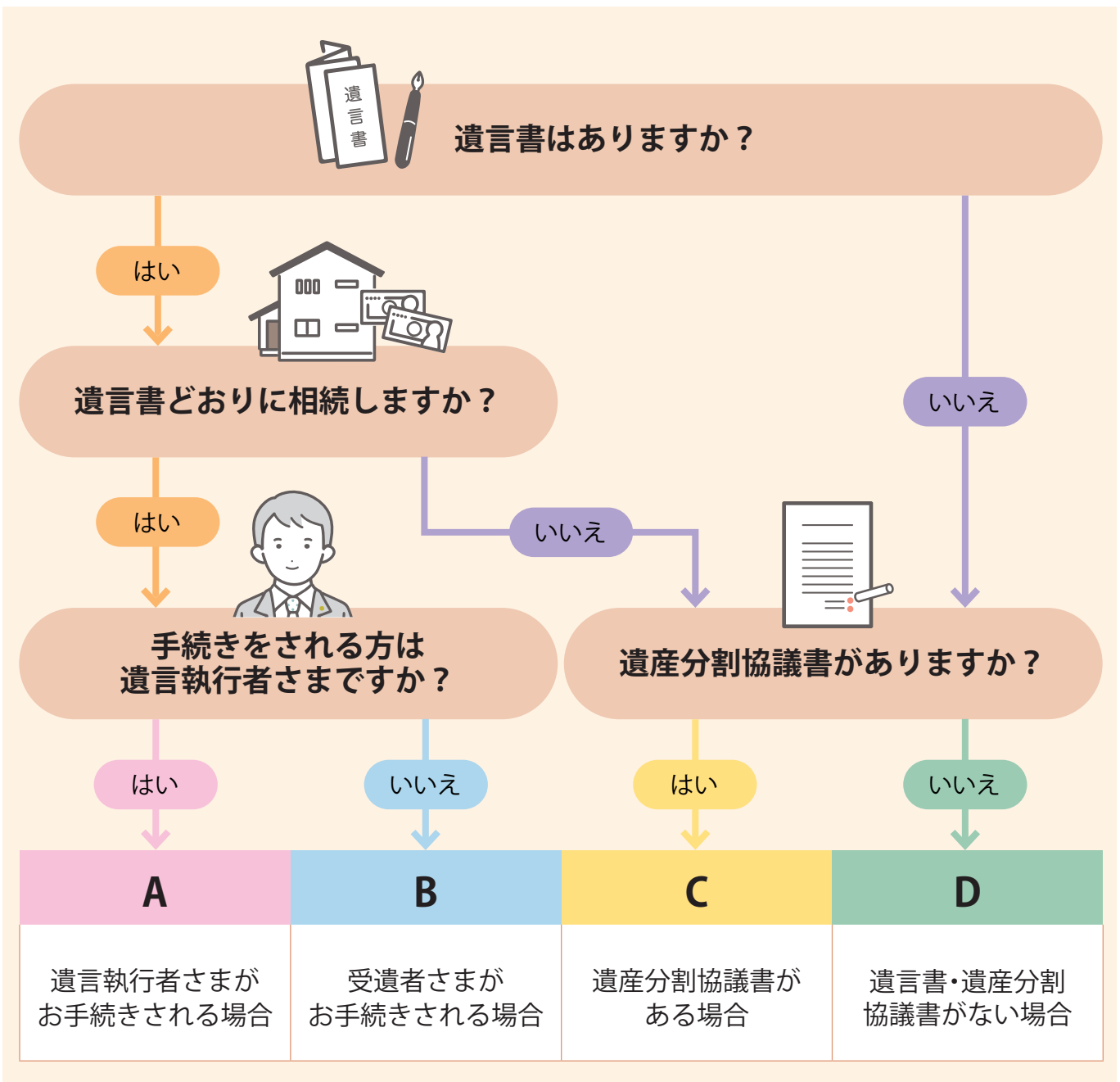
## 口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

## 必要書類の準備

市役所外の主な手続き



## 代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍全部事項証明書	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍全部事項証明書	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

## 相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍全部事項証明書が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍全部事項証明書が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



令和6年  
4月1日から

# 不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ  
①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ  
②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ  
③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ  
④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ  
⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

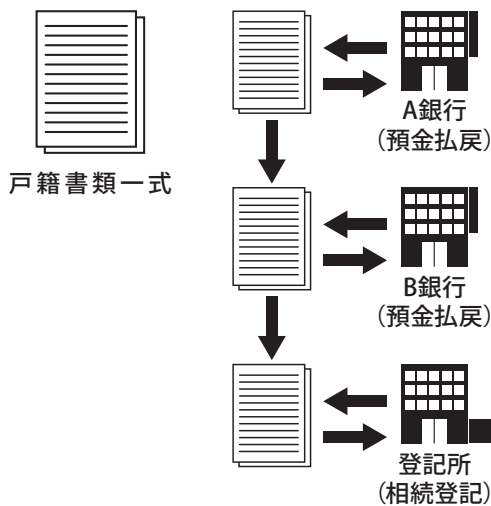
## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍全部事項証明書のを何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

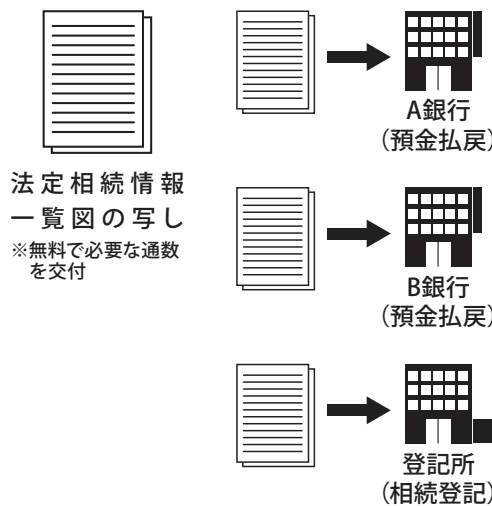
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出 (法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付 (登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

# 委任状

令和 年 月 日

長野市長 あて

委任者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (署名または記名・押印)  
生年月日 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(窓口に来られる人)  
氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

## 記

### 1 委任事項 (故人)

\_\_\_\_\_の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続きに関する一切の権限
- 住民票の写し（除票）の交付申請及び受領に関する一切の権限
- 戸籍証明書（戸籍全部事項証明書・除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

本籍地 \_\_\_\_\_

- 私の住民票の写し、戸籍証明書（戸籍全部事項証明書、除籍謄本等）、戸籍の附票の写しの交付申請及び受領に関する一切の権限

本籍地 \_\_\_\_\_

- その他

( 委任事項（具体的に） )

※本籍地が長野市以外の場合

- ・戸籍証明書（戸籍全部事項証明書・除籍謄本等）は、ご本人様・配偶者・直系親族の方であれば、本籍地以外の市区町村窓口でもご請求いただけます。（委任状も不要です。）ただし、配偶者・直系親族以外の代理人請求の場合は、本籍のある市区町村へご請求いただきますようお願いいたします。
- ・戸籍の附票の写しの請求は、本籍のある市区町村へご請求ください。

※市税及び国民年金に関する委任状については、それぞれの担当課へお問い合わせください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行 長 野 市  
編 集 / 制 作 株 式 会 社 鎌 倉 新 書  
発 行 年 2026 年 6 月